

静情審第33号  
令和7年12月25日

静岡県知事 様

静岡県情報公開審査会  
会長 下田明宏

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年4月5日付け袋土総第4-2号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

特定工事に係る入札評価資料等に関する文書の部分開示決定に対する審査請求  
（諮問第260号）



## 別紙

### 1 審査会の結論

静岡県知事（以下「実施機関」という。）が別記 2 に掲げる対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）のうち、別記 2－2 及び別記 2－4（以下、総称して「請求対象公文書」という。）に掲げる文書につき、その全部又は一部を非開示とした決定については取り消し、改めて開示決定等をすべきである。

### 2 審査請求に至る経過

- (1) 令和 4 年 8 月 25 日、審査請求人は、静岡県情報公開条例（平成 12 年静岡県条例第 58 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、実施機関に対し、別記 1 に掲げる公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、同月 30 日、実施機関は、本件開示請求を受け付けた。
- (2) 令和 4 年 9 月 13 日、実施機関は、本件開示請求に対し、本件対象公文書を特定し、本件対象公文書の一部を開示する旨の決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 令和 4 年 12 月 12 日付けで、審査請求人は、請求対象公文書に係る本件決定を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い、同日、実施機関は、これを受け付けた。

### 3 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、請求対象公文書に係る本件決定を取り消すことを求めるものであり、審査請求人が審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 別記 2－2（条例第 7 条第 6 号該当性）について

ア 実施機関は、別記 2－2 の本件決定に係る通知書において、「評価基準を公表することは、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすため。」と記載している。

イ 評価基準は、当該工事の公告や配布資料内に記載されており、既に公開されている内容であることから、これを開示しないとしたことは不当な処分である。

ウ また、実施機関が述べた開示しない理由のうち、「支障」の程度については、名目的なものでは足りず、実質的なものが必要であり、法的保護に値する程度の蓋然性が要求されると考える。

エ 実施機関が通知を行う際には、静岡県行政手続条例（平成 7 年静岡県条例第 35 号）第 8 条第 1 項に基づく理由の提示を書面で行うことが必要であ

ると考える。理由の提示の制度は、実施機関の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられているもので、かかる趣旨に照らせば、この通知に提示すべき理由としては、開示請求者において、非開示とされた箇所が条例第7条第6号の非開示事由の(ア)から(オ)のいずれに該当するのかが、その根拠とともに了知し得るものでなければならないと考える。

オ しかしながら、実施機関の処分はこれらが明らかにされていない処分であるから、条例第7条の公文書の開示義務の規定及び静岡県行政手続条例第8条第1項の理由の提示の規定に違反しており、違法である。

(2) 別記2-4（条例第7条第3号該当性）について

別記2-4のうち、入札参加者の具体的な技術提案内容に係る記載がされている部分については、これを公にした場合、他の同種工事の入札において、競合他社等が当該部分の記載内容を模倣した技術提案が可能となり、落札者の競争上の地位その他正当な利益を不当に害する恐れがあることから、条例第7条第3号に該当するため、非開示とされることに異議はない。

(3) 別記2-2・4の全部非開示の妥当性（条例第8条第1項の適用）について

ア 通知書では請求対象公文書の全部を開示しないとされているが、一部を非開示にして開示することができない理由（若しくは特定した公文書の全部を開示しないとした理由）を具体的に明示して通知すべきと考える。

イ 審査請求人が請求し、処分庁が全て非開示とした公文書においては、非開示情報とその他の情報とを容易に区別することができ、かつ非開示情報が記録されている部分を除いた部分には有意な情報が記録されているものと考えているので、特定された公文書については一部を非開示として開示すべきと考える。

ウ 以上のとおり、実施機関は、条例第8条第1項の部分開示の規定及び静岡県行政手続条例第8条第1項の理由の提示の規定に違反しており、違法である。

#### 4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 別記2-2（条例第7条第6号該当性）について

ア 開示すると開示を受けた者が同様の入札案件で高評価を受ける提案をすることが可能になり、入札の公平性を損なうため非開示とした。

イ A、AA、AAA及び標準案の提案内容については、上記アの理由から非開示を維持し、それ以外の部分については非開示情報に該当しないため、令和5年2月15日付けで開示部分を変更する決定（以下「変更決定」という。）をした。

(2) 別記 2 - 4 (条例第 7 条第 3 号該当性)について

技術資料に記載された技術提案については、入札参加者の知的財産であるため、非開示とした。

5 審査会の判断

当審査会は、請求対象公文書に係る本件決定及び変更決定について審査した結果、以下のとおり判断する。

(1) 請求対象公文書について

請求対象公文書は、令和 4 年 8 月に総合評価落札方式で実施した特定工事の入札（以下「本件入札」という。）において作成されたものである。

実施機関によると、総合評価落札方式とは、公共工事の品質確保と向上を目的として、価格と価格以外の要素（企業や技術者の技術力、社会的信頼性等）を総合的に評価する入札方式とのことである。本件入札では、入札時に入札参加者から技術提案に係る文書の提出を求め、各参加者の提案内容等を実施機関があらかじめ定めた評定基準に基づき評価をし、落札者を決定している。

別記 2 - 2 は、本件入札に係る評価項目及び配点等の技術提案における実施機関の評定の考え方を記載した評定基準に係る文書である。

また、別記 2 - 4 は、入札参加者が共同企業体情報や技術提案の具体的な内容を記載し、本提案の根拠となる図面や写真等の参考資料を添付して実施機関に提出した技術提案に係る文書である。当該文書は、実施機関が定めた様式にあらかじめ一定の事項（入札番号、工事名、施工場所、技術提案項目名、本工事における評価項目設定理由、前提条件、標準案）を記載した状態で本件入札公告の際に配布したものであるとのことである。

(2) 条例の規定等について

実施機関が本件決定及び変更決定において非開示の根拠とした条例第 7 条第 3 号ア及び第 6 号の解釈並びに部分開示の義務等を定めた第 8 条第 1 項の解釈については、条例の「解釈及び運用の基準」において、以下のとおり示されている。

ア 条例第 7 条第 3 号アについて

条例第 7 条第 3 号アは、法人等の事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを非開示情報としている。

ここでいう「法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、財産権的な権利にとどまらず、信教の自由、学問の自由等の非財産的権利も含まれ、公にすることにより、当該権利利益を侵害するおそれがあるかどうかは、法人等の事業の性格、規模、事業内容等に留意しつつ、当該情報の開示をした場合に生ずる影響を個別具体的に慎重に検討

した上で、客観的に判断するものとされている。

具体的には、生産技術、販売、営業等に関する情報で、他者に知られることが法人等の競争上の地位を害すると認められるものや、経営方針、経理、人事、労務管理に関する情報その他通常法人等の内部管理に属すべき情報であって、当該法人等の意思にかかわらず公にすることにより当該法人等の自治に対する不当な干渉となるものは、権利利益を害するおそれがあると認められる。

一方で、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報や、法人等が自ら公表している情報は、権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

イ 条例第7条第6号について

本号は、公にすることにより、県の機関等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報が記録されている場合は当該部分を非開示とすることを定めたものである。「適正」とは公にすることによる支障だけでなく、公にすることによる利益も考慮して判断しようとする趣旨である。したがって、「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求される。

ウ 条例第8条第1項について

本項は、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、その部分を容易に区分して除くことができる場合はその部分を除き開示しなければならないという部分開示の義務及びその要件を定めたものである。

ここでいう「容易に区分して除くことができる」とは、非開示情報に係る部分とそれ以外の部分を分離することが、公文書を損傷することなく、多くの費用と時間をかけずに、また、物理的、技術的な困難さを伴わずにできる場合をいう。

(3) 本件決定及び変更決定の妥当性について

審査請求人は、本件決定に係る別記2-2の理由記載及び請求対象公文書の全部を非開示としたことは違法である旨主張し、本件決定の取り消しを求めている。

これに対し、実施機関は、別記2-2については、本件決定時においてはその全部を条例第7条第6号に該当するとして非開示としていたが、本件審査請求受理後、その一部を開示する変更決定を行った。審査請求人は、当該変更決定後も審査請求を維持していることから、当審査会では、事案の一回的解決の要請も踏まえ、別記2-2に係る本件審査請求の対象となる処分は、原処分の内容が実質的に変更された変更決定とする。また、実施機関は、別記2-4

については、その全部を条例第7条第3号該当として本件決定を維持すべきであると主張していることから、請求対象公文書の見分結果も踏まえ、別記2-2に係る変更決定及び別記2-4に係る本件決定の妥当性について、以下審査する。ただし、別記2-2の理由記載については、実施機関は変更決定を行っているものの、審査請求人は本件決定時点における理由記載の違法性を主張していることから、本件決定時及び変更決定時の理由記載を併せて審査することとする。

ア 別記2-2の本件決定時及び変更決定時の理由記載について

- (ア) 開示請求に係る公文書の全部若しくは一部を開示するとき又は全部を開示しないときは、条例第11条第1項又は第2項に基づき、当該決定をした旨の通知をしなければならず、この通知を行う際には、全部を開示する場合を除き、静岡県行政手続条例第8条と同様の趣旨を定めた条例第12条第1項に基づき、当該決定をした根拠規定及び当該規定を適用した理由の提示を書面で行うことが必要である。この理由の提示の制度は、実施機関の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられたものであり、記載された理由が不十分な場合は、瑕疵ある行政処分となり、取り消すべきものとなる。
- (イ) 当審査会において、本件決定時の公文書部分開示決定通知書の「当該規定を適用した理由」欄の記載を確認したところ、「評価基準を公表することは、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすため。」と記載されており、非開示条項の規定をそのまま引用したに等しい内容が記載されているのみであった。
- (ウ) このような記載は、実施機関において、請求対象公文書がどのような理由で条例第7条第6号の非開示情報に該当すると判断したのかが当該通知書の記載から了知できるものとは認められない。このため、原処分となった本件決定の時点で瑕疵ある行政処分であったといえる。
- (エ) その後、実施機関は、審査請求後に原処分を変更する変更決定を行っているが、理由の提示の趣旨を踏まえると、そもそも審査請求後の段階で原処分における理由を実施機関が変更したとしても、このことによって、原処分における理由の提示の不備が遡って治癒されるものとはいえない。そのため、上記(ウ)の判断に影響を及ぼすものではないが、当審査会で変更決定時の理由記載についても確認したところ、「様式10のA、AA、AAA及び標準案の提案内容は、評価理由の基準となる部分であるため、静岡県情報公開条例第7条第6号に該当する。」と記載されており、単に非開示部分の性質と適用条項を述べたに過ぎない内容が記載されているのみで、上記(ア)に照らせば、理由の提示の要件を欠くものといわざるを得ない

ものであった。

- (オ) 以上のことから、別記 2-2 に係る本件決定及び変更決定は、実施機関の判断の慎重・合理性を疑わせるものであり、不服申立て等を行うに当たって、具体的効果的な主張をすることを困難にさせているものであるから、理由の提示の要件を欠くといわざるを得ず、条例第 12 条第 1 項の趣旨に照らして瑕疵ある行政処分となるため、取り消すべきである。

イ 請求対象公文書の非開示部分について

上記アのとおり、別記 2-2 に係る本件決定及び変更決定は、取り消すべき決定と判断できるものの、審査請求人は、別記 2-2 に係る理由記載の違法性のほか、請求対象公文書の全部非開示の違法性を主張していることから、以下、請求対象公文書の見分結果を踏まえ、別記 2-2 の変更決定時及び別記 2-4 の本件決定時の非開示部分の非開示情報該当性について検討する。

(ア) 別記 2-2 (条例第 7 条第 6 号該当性) について

- a 当審査会において変更決定時点でもなお非開示維持としている部分について見分したところ、評価の考え方を記載した A、AA 及び AAA の欄のうち、技術提案の評価に繋がる具体的な内容が記載されている箇所については、これらを公にした場合、入札参加者から提出された技術提案を評価するに当たっての評価方法の一端が明らかとなり、今後同様の入札案件で入札参加者が入札案件に対して保有するノウハウとは関係なく当該評価方法に即した高評価を受ける提案をすることが可能となるため、入札参加者が提出した技術提案内容の公正かつ公平な審査を妨げ、適正な入札事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある情報と認められる。
- b しかし、同欄のうち、単に「優れた工夫について記載がある」等の抽象的な記載がされている箇所については、これを公にしても今後同様の入札案件で高評価を受ける提案をすることが可能となる情報とは認められない。
- c また、標準案の欄に記載された情報は、審査請求人の主張及び上記(1)のとおり入札公告時に配布している別記 2-4 に含まれる情報と同様の情報であると認められる。実施機関により既に公にしている情報である以上、これを公にしても県の機関等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報とは認められない。

(イ) 別記 2-4 (条例第 7 条第 3 号該当性) について

- a 実施機関は、当該文書は入札参加者の知的財産のため、条例第 7 条第 3 号に該当するとしてその全部を非開示としている。
- b 本文書を見分したところ、評価項目に関する提案内容が具体的に記

載されている部分及び根拠となる参考資料については、各事業者がそれぞれ蓄積した経験や知見に基づいて作成しているものと思料され、その内容は、全体として事業者の独自のノウハウに当たるものということができる。

- c これらの内容を公にすると、以後の同種の入札において、競合他社等が容易に当該内容を模倣した技術提案を行うことが可能となり、競合他社等において対抗的な事業活動が行われること等により、技術提案を行った事業者の競争上の地位を害するおそれがあるものと認められる。
- d しかし、評価項目に関する提案内容が具体的に記載されている部分及び根拠となる参考資料以外の部分については、上記(1)のとおり入札公告時に実施機関が記載した情報や別記2-1の入札結果表に記載されている情報である。
- e 入札公告や入札結果表において実施機関が既に公にしている情報は、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報とは認められない。
- f また、本文書は、項目ごとに区分して構成された文書であることから、非開示情報に係る部分とそれ以外の情報を分離することに物理的、技術的な困難を伴うような事情も見受けられない。

#### ウ 結論

以上のことから、請求対象公文書の全部又は一部を非開示とした決定を取り消し、請求対象公文書に記載された情報に応じて個々に非開示情報該当性を精査・検討し、一貫性のある整理と説明をもって、改めて開示決定等をすべきである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 6 付言

条例第19条において、審査請求があったときは、実施機関は速やかに情報公開審査会に諮問しなければならないとされているところ、本件においては、15か月超を要している。請求対象公文書の非開示理由からして、審査請求から諮問までにそれほど長期間を要するものとは考え難く、本件は遅きに失したと言わざるを得ない。

実施機関においては、今後、開示決定等に対する審査請求における諮問に当たって、条例に基づき、速やかに対応することが望まれる。

別記 1 開示請求の内容

特定の防潮堤整備工事を対象にした下記資料

- 1 入札調書（総合評価落札方式）一式
- 2 評価点内訳一式
- 3 全ての入札参加者名が記載された一覧表一式
- 4 技術者ヒアリングに係るヒアリング時の説明内容等を整理した帳票一式
- 5 提出された技術提案書を、転記整理した帳票一式
- 6 提出された技術提案書に記載された技術提案に対して、評価テーマ・課題項目別に評価点数等を記載した帳票一式
- 7 提出された技術提案書に記載された技術提案に対して、評価された技術評価点を集計し一覧にした帳票一式
- 8 その他、評価点内訳等を作成するための文書一式

別記 2 本件対象公文書

No.	文書の名称	非開示部分	条例の根拠規定	当該規定を適用した理由
1	入札結果表（様式-13）			
2	審査等様式集（様式-10）	全て	第7条第6号	評価基準を公表することは、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすため。
3	審査等様式集（様式-11）			
4	技術資料	全て	第7条第3号	技術提案内容は入札参加者の知的財産であるため、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するため。

※ 別記 2 のうち、請求対象公文書は、No. 2 及び No. 4 である。

別記 3 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	審査会
令和 6 年 4 月 8 日	実施機関から諮問書を受け付けた。	
令和 7 年 10 月 28 日	審議	第 393 回
令和 7 年 11 月 20 日	審議	第 394 回
令和 7 年 12 月 23 日	答申	第 395 回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏名	職業等	調査審議した審査会
加藤裕治	静岡文化芸術大学文化政策学部 教授	第 393 回～第 395 回
加納江理	静岡県立大学看護学部 講師	第 395 回
鎌塚優子	静岡大学教育学部 教授	第 395 回
久保田誠実	弁護士	第 393 回～第 395 回
下田明宏	静岡産業大学経営学部 特任教授	第 393 回～第 395 回
武田恵子	看護師、静岡県看護協会元監事	第 393 回、第 394 回
森下文雄	弁護士	第 393 回、第 394 回